

第231回

神奈川県都市計画審議会

議 案 書

平成29年1月24日

目次

番号	議第 番号	都市名	件 名	頁
1	4357	相模原市	相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域の変更	1
2	4358	平塚市 他11市町	平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、相模原都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画、愛川都市計画、津久井都市計画及び相模湖都市計画下水道の変更（相模川流域下水道）	18
3	4359	平塚市	建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定	27
4	4360	寒川町	建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定	29

議第 4357 号

相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域の変更

都計第 1 2 4 6 号
平成 29 年 1 月 24 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 岸 井 隆 幸 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域の変更について

都市計画区域を次のとおり変更したいので、都市計画法第 5 条第 6 項の規定において準用する同条第 3 項の規定に基づき、審議会の意見を求める。

相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域の変更（神奈川県指定）

1 都市計画区域の名称

相模湖津久井都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

別紙に記載

3 変更の理由

相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域は、津久井湖、相模湖及び宮ヶ瀬湖や水源涵養に資する山林を有する自然環境に恵まれた地域である。

一方で、両区域は人口減少や高齢化の一層の進行が予測されており、「自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移」を勘案し、地域の拠点を中心とした、交流や生活に必要な機能の集約及び連携を促進するネットワークの一体的な構築により、地域の資源をいかしつつ持続可能な都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要があることから、一の都市計画区域とし、都市計画区域の名称を相模湖津久井都市計画区域に変更する。

都市計画区域に含まれる土地の区域

相模原市緑区澤井、吉野、小淵、名倉、日連、与瀬、与瀬本町、小原、千木良、若柳、寸沢嵐、三井、三ヶ木、又野、中野、太井、根小屋、長竹、青山、
青野原字明日庭、字長谷原、字大地、字八反原、字若宮、字中原、字原尻、字道合、字宮ノ会都、字東開戸、字宮地、字大久保、字上原、字峯、字中鉢、字小ザス、字太田、字長尾、字古沢、字寄合沢、字長野峯、字西沢、字東沢、字荒井、字下原、字嵐、字下梶野、字上前戸、字中前戸、字下前戸、字仏石、字清次、字山中、字上梶野、字山根、字戸面、字大石窪のうち 2562 番、2564 番、2565 番及び 2567 番から 2575 番まで、
字水沐所のうち 2723 番から 2733 番まで、2734 番イ、2734 番ロ、2735 番から 2742 番まで、2743 番イ、2743 番ロ、2744 番 1、2745 番 1、2745 番 2、2746 番から 2754 番まで、2755 番 1、2755 番ロ、2756 番、2757 番、2759 番から 2762 番まで、2763 番 1、2763 番 2、2764 番、2765 番 1、2765 番 2、2766 番から 2770 番まで、2771 番 1 及び 2771 番 2、
字大地開戸のうち 3212 番から 3215 番まで、3216 番 1、3216 番 2、3217 番から 3224 番まで、3225 番 1 から 3225 番 3 まで、3226 番から 3230 番まで、3231 番イー 1、3231 番イー 2、3231 番ロ、3232 番から 3234 番まで、3235 番 1、3235 番 2、3236 番から 3253 番まで、3254 番 1 から 3254 番 3 まで、3255 番 1、3255 番 2、3256 番から 3259 番まで、3260 番 1、3260 番 2、3261 番、3262 番 1、3262 番 2、3263 番 1、3263 番 2、3264 番 1、3264 番 2、3265 番 1、3265 番 2、3266 番 1 から 3266 番 6 まで、3267 番、3268 番、3269 番 1、3269 番 2、3270 番、3271 番 1、3271 番 3、3271 番 4、3272 番 1 から 3272 番 4 まで、3273 番 1、3273 番 2、3274 番 1、3274 番 3、3274 番 4、3274 番ロ、3275 番 1、3275 番 2、3276 番 1 から 3276 番 3 まで、3277 番から 3279 番まで、3280 番 1、3280 番 2、3282 番 1 から 3282 番 4 まで、3283 番 1、3283 番 2、3284 番 1 から 3284 番 4 まで、3285 番 1 から 3285 番 3 まで、3286 番 1 から 3286 番 6 まで、3287 番 1 から 3287 番 5 まで、3288 番 1 から 3288 番 4 まで、3289 番 1 から 3289 番 5 まで、3290 番 1 から 3290 番 5 まで、3291 番 1 から 3291 番 4 まで、3292 番、3293 番 1、3293 番 4、3293 番 5、3294 番 1 から 3294 番 4 まで、3295 番 1 から 3295 番 4 まで、3296 番、3297 番 1、3297 番 2、3298 番から 3300 番まで、3301 番 1、3301 番 2、3302 番 1、3302 番 2、3303 番 1 から 3303 番 3 まで、3304 番 1 から 3304 番 4 まで、3305 番 1、3305 番 2、3306 番 1 から 3306 番 3 まで、3307 番 1、3307 番 2、3308 番 1、3308 番 3 から 3308 番 5 まで、3308 番ロ、3309 番から 3312 番まで、3313 番 1 及び 3313 番 3、
字上ヶ谷戸のうち 3314 番 1 の一部、3314 番 2、3315 番 3 の一部、3320 番 2 の一部、3321 番 2、3323 番 2、3324 番 2、3325 番 2、3327 番 2、3328 番 4、3331 番 1 の一部、3331 番 6 の一部、3332 番 4、3333 番 2、3336 番 2、3337 番 3、3337 番 4、3340 番 3、3340 番 5、3341 番 2、3345 番 2、3346 番 1 の一部、3346 番 2 の一部、3347 番 2 の一部、3347 番 3 の一部、3357 番 2、3358 番 3、3358 番 4、3359 番 3、3360 番 3、3360 番 4、3361

番、3361番2、3362番、3363番1、3363番2、3364番1、3364番2、3365番1、3365番2、3366番4、3366番5の一部、3366番イ、3367番、3368番1、3368番2、3369番、3370番、3370番2、3371番から3373番まで、3373番2、3374番から3378番まで、3378番2、3379番1から3379番3まで、3380番2、3380番5、3380番6、3394番2、3395番3、3395番4の一部及び3395番5の一部、

字潤沢のうち3514番3の一部、3514番4の一部、3515番4、3515番5、3515番6の一部及び3517番2、

字梶ヶ原のうち3556番1、3556番2、3557番、3558番、3559番1、3559番2、3560番2から3560番4まで、3561番1、3561番3、3561番4、3562番1、3562番3、3563番1、3563番3、3565番2、3565番3、3566番2、3570番2、3571番3、3572番の一部、3576番の一部、3577番1、3577番3、3578番1から3578番7まで、3579番1から3579番11まで、3580番1から3580番6まで、3581番1から3581番5まで、3582番1、3582番2、3583番1、3583番2、3584番1から3584番3まで、3585番1から3585番12まで、3586番1、3586番2、3587番1、3587番2、3588番1、3588番2、3589番1、3589番2、3590番1、3590番2、3591番から3598番まで、3599番1、3599番2、3600番、3601番1、3601番2、3602番1から3602番5まで、3603番1から3603番3まで、3604番1から3604番5まで、3605番1、3605番3から3605番6まで、3605番口、3606番から3609番まで、3610番1から3610番7まで、3611番、3612番1から3612番3まで、3613番1から3613番3まで、3614番から3620番まで、3621番1、3621番2、3622番1、3622番2、3623番1から3623番3まで、3624番1、3624番4、3624番5、3624番口、3625番1、3625番3、3626番1、3626番3、3627番1から3627番20まで、3628番1から3628番21まで、3629番1から3629番3まで、3630番1、3630番2、3631番1から3631番3まで、3632番1から3632番4まで、3633番1から3633番3まで、3634番1、3634番3から3634番6まで、3635番1から3635番4まで、3636番1から3636番9まで、3637番1、3637番2、3638番1から3638番3まで、3639番1、3639番2、3640番3、3644番1、3644番3、3645番から3652番まで、3653番1、3653番2、3654番1から3654番7まで、3655番1から3655番6まで、3656番2から3656番7まで、3657番1から3657番7まで、3658番1から3658番5まで、3659番1から3659番5まで、3660番1から3660番5まで、3661番1から3661番3まで、3662番及び3663番1から3663番5まで、

字上徒のうち3664番1、3664番2、3665番、3666番1、3666番2、3667番、3668番1、3668番3、3668番4、3668番6から3668番16まで、3669番1から3669番6まで、3670番、3671番1から3671番25まで、3672番、3673番、3675番2、3676番1、3676番3、3676番5から3676番10まで、3677番1、3677番2の一部、3677番3、3678番から3680番まで、3681番1、3681番2、3682番、3683番1、3683番2、3684番1、3684番2、3685番から3687番まで、3688番イ、3688番口、3689番、3690番、3691番2、3691番イ、3692番、3693番2、3693番イ、3694番イ、3694番口、3695番、3696

番イ、3696 番口、3697 番から 3700 番まで、3701 番 2、3701 番イ、3702 番、3703 番 1、3703 番 2、3704 番から 3706 番まで、3707 番 2、3707 番イ、3708 番 1、3708 番 2、3708 番 5 から 3708 番 12 まで、3708 番口、3709 番 1、3709 番 2、3710 番 2、3711 番 3、3712 番 1 の一部、3712 番 2、3712 番 3、3715 番 2 から 3715 番 5 まで、3715 番 10 から 3715 番 33 まで、3716 番 1、3716 番 3、3716 番 4、3717 番 1、3717 番 4、3717 番 5、3718 番 1、3718 番 3、3719 番 1、3719 番 2、3720 番から 3724 番まで、3725 番 1 から 3725 番 4 まで、3726 番 1 及び 3726 番 4 から 3726 番 8 まで

並びに

字青野尾のうち 3727 番 2、3727 番 3、3728 番 2、3728 番 3、3729 番 2、3729 番 3、3730 番 3、3730 番 4、3730 番 6、3733 番 4、3733 番 5、3734 番 2 から 3734 番 7 まで、3735 番 2、3735 番 3 及び 3736 番 2 から 3736 番 5 まで

並びに

鳥 屋字仙洞寺山、字石原、字馬石、字山吹、字上ノ原、字前後久保、字渡戸、字林、字山ノ神沢、字上ノ山、字中開戸、字薄沢、字日影開戸、字葛、字奥谷戸、字谷戸、字茨菰山、字宮ノ沢、字松ケ尾、字下原、字宮ノ前、字中原、字道場、字鳥居原、字東山、字杉沢、字寺ノ原、字西門、字大沢入、字打越、字熊久保、字平戸、字竹野々、字栗焼沢、字宝樹沢、字荒井、字上屋敷、字東開戸、字西開戸、字犬ノ向、

字早戸のうち 3460 番 1、3460 番 2、3460 番 4 から 3460 番 13 まで、3460 番口、3461 番、3462 番、3463 番 1、3463 番 2、3464 番 1 から 3464 番 4 まで、3465 番 1、3465 番 3 から 3465 番 10 まで、3465 番口、3466 番、3467 番、3468 番 1、3468 番 2、3472 番 1 から 3472 番 3 まで、3473 番 1、3473 番 2、3474 番 1、3474 番 2、3475 番、3476 番 1 から 3476 番 7 まで、3477 番 1、3477 番 2、3478 番 1、3478 番 2、3479 番 1 から 3479 番 3 まで、3480 番 1 から 3480 番 3 まで、3481 番 1、3481 番 2、3482 番 1 から 3482 番 5 まで、3483 番 1、3483 番 2、3484 番 1、3484 番 2、3485 番、3486 番 1 から 3486 番 3 まで、3487 番、3488 番 1、3488 番 2、3489 番 1、3489 番 2、3490 番イ、3490 番口、3491 番、3492 番 1、3492 番 2、3493 番 1 から 3493 番 13 まで、3494 番から 3500 番まで、3501 番 1、3501 番 2、3502 番 1、3502 番 2、3503 番イ、3503 番口、3504 番から 3525 番まで、3526 番 1、3526 番 2、3527 番 1 から 3527 番 3 まで、3528 番 1 から 3528 番 5 まで、3529 番、3530 番 1、3530 番 2、3531 番、3532 番 1、3532 番 2、3533 番、3534 番 1、3534 番 2、3535 番 1、3535 番 2、3536 番から 3539 番まで、3540 番 1、3540 番 2、3541 番、3542 番 1、3542 番 2、3543 番から 3546 番まで、3547 番 1 から 3547 番 5 まで、3548 番、3549 番、3550 番 1、3550 番 3、3550 番口、3551 番から 3555 番まで、3556 番 1、3556 番 2 及び 3557 番から 3561 番まで

並びに

字奥野のうち 3627 番 1、3627 番 3 から 3627 番 37 まで、3627 番 39、3627 番 41 から 3627 番 67 まで、3627 番 69 から 3627 番 86 まで、3627 番 88 から 3627 番 91 まで、3627 番 92 の一部、3627 番 93 から 3627 番 100 まで、3627 番 102 から 3627 番 104 まで、3627 番 106、

3627 番 108、3627 番 109、3627 番 111、3627 番 112、3627 番 114 から 3627 番 126 まで、
3627 番 133、3627 番 139 から 3627 番 152 まで、3627 番 154、3627 番 166 の一部、3627
番 170 から 3627 番 176 まで、3627 番 180、3627 番 181、3627 番 205、3627 番 209 の一部、
3627 番 215 及び 3627 番 268 地内

新旧对照表

- 1 都市計画区域の名称
相模湖津久井都市計画区域

- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域
別紙に記載

1 都市計画区域の名称

相模湖都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

奥瀬町、小原町、吉野町、千木良村、名倉村、内郷村、小淵村、澤井村、日蓮村の各全部

1 都市計画区域の名称

津久井都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

昭和 51 年 1 月 1 日津久井町行政区域のうち大字三井、太井、中野、又野、三ヶ木、青山、長竹および根小屋の全域と大字鳥屋および青野原のうち自然公園を除く区域

都市計画区域に含まれる土地の区域

相模原市緑区澤井、吉野、小淵、名倉、日連、与瀬、与瀬本町、小原、千木良、若柳、寸沢嵐、三井、三ヶ木、又野、中野、太井、根小屋、長竹、青山、
青野原字明日庭、字長谷原、字大地、字八反原、字若宮、字中原、字原尻、字道合、字宮ノ会
都、字東開戸、字宮地、字大久保、字上原、字峯、字中鉢、字小ザス、字太田、字長尾、
字古沢、字寄合沢、字長野峯、字西沢、字東沢、字荒井、字下原、字嵐、字下梶野、字
上前戸、字中前戸、字下前戸、字仏石、字清次、字山中、字上梶野、字山根、字戸面、
字大石窪のうち 2562 番、2564 番、2565 番及び 2567 番から 2575 番まで、
字水沐所のうち 2723 番から 2733 番まで、2734 番イ、2734 番口、2735 番から 2742 番ま
で、2743 番イ、2743 番口、2744 番 1、2745 番 1、2745 番 2、2746 番から 2754 番まで、
2755 番 1、2755 番口、2756 番、2757 番、2759 番から 2762 番まで、2763 番 1、2763 番
2、2764 番、2765 番 1、2765 番 2、2766 番から 2770 番まで、2771 番 1 及び 2771 番 2、
字大地開戸のうち 3212 番から 3215 番まで、3216 番 1、3216 番 2、3217 番から 3224 番
まで、3225 番 1 から 3225 番 3 まで、3226 番から 3230 番まで、3231 番イー 1、3231 番
イー 2、3231 番口、3232 番から 3234 番まで、3235 番 1、3235 番 2、3236 番から 3253
番まで、3254 番 1 から 3254 番 3 まで、3255 番 1、3255 番 2、3256 番から 3259 番まで、
3260 番 1、3260 番 2、3261 番、3262 番 1、3262 番 2、3263 番 1、3263 番 2、3264 番
1、3264 番 2、3265 番 1、3265 番 2、3266 番 1 から 3266 番 6 まで、3267 番、3268 番、
3269 番 1、3269 番 2、3270 番、3271 番 1、3271 番 3、3271 番 4、3272 番 1 から 3272
番 4 まで、3273 番 1、3273 番 2、3274 番 1、3274 番 3、3274 番 4、3274 番口、3275
番 1、3275 番 2、3276 番 1 から 3276 番 3 まで、3277 番から 3279 番まで、3280 番 1、
3280 番 2、3282 番 1 から 3282 番 4 まで、3283 番 1、3283 番 2、3284 番 1 から 3284 番
4 まで、3285 番 1 から 3285 番 3 まで、3286 番 1 から 3286 番 6 まで、3287 番 1 から 3287
番 5 まで、3288 番 1 から 3288 番 4 まで、3289 番 1 から 3289 番 5 まで、3290 番 1 から
3290 番 5 まで、3291 番 1 から 3291 番 4 まで、3292 番、3293 番 1、3293 番 4、3293 番
5、3294 番 1 から 3294 番 4 まで、3295 番 1 から 3295 番 4 まで、3296 番、3297 番 1、
3297 番 2、3298 番から 3300 番まで、3301 番 1、3301 番 2、3302 番 1、3302 番 2、3303
番 1 から 3303 番 3 まで、3304 番 1 から 3304 番 4 まで、3305 番 1、3305 番 2、3306 番
1 から 3306 番 3 まで、3307 番 1、3307 番 2、3308 番 1、3308 番 3 から 3308 番 5 まで、
3308 番口、3309 番から 3312 番まで、3313 番 1 及び 3313 番 3、
字上ヶ谷戸のうち 3314 番 1 の一部、3314 番 2、3315 番 3 の一部、3320 番 2 の一部、3321
番 2、3323 番 2、3324 番 2、3325 番 2、3327 番 2、3328 番 4、3331 番 1 の一部、3331
番 6 の一部、3332 番 4、3333 番 2、3336 番 2、3337 番 3、3337 番 4、3340 番 3、3340
番 5、3341 番 2、3345 番 2、3346 番 1 の一部、3346 番 2 の一部、3347 番 2 の一部、3347
番 3 の一部、3357 番 2、3358 番 3、3358 番 4、3359 番 3、3360 番 3、3360 番 4、3361

番、3361番2、3362番、3363番1、3363番2、3364番1、3364番2、3365番1、3365番2、3366番4、3366番5の一部、3366番イ、3367番、3368番1、3368番2、3369番、3370番、3370番2、3371番から3373番まで、3373番2、3374番から3378番まで、3378番2、3379番1から3379番3まで、3380番2、3380番5、3380番6、3394番2、3395番3、3395番4の一部及び3395番5の一部、
字潤沢のうち3514番3の一部、3514番4の一部、3515番4、3515番5、3515番6の一部及び3517番2、
字梶ヶ原のうち3556番1、3556番2、3557番、3558番、3559番1、3559番2、3560番2から3560番4まで、3561番1、3561番3、3561番4、3562番1、3562番3、3563番1、3563番3、3565番2、3565番3、3566番2、3570番2、3571番3、3572番の一部、3576番の一部、3577番1、3577番3、3578番1から3578番7まで、3579番1から3579番11まで、3580番1から3580番6まで、3581番1から3581番5まで、3582番1、3582番2、3583番1、3583番2、3584番1から3584番3まで、3585番1から3585番12まで、3586番1、3586番2、3587番1、3587番2、3588番1、3588番2、3589番1、3589番2、3590番1、3590番2、3591番から3598番まで、3599番1、3599番2、3600番、3601番1、3601番2、3602番1から3602番5まで、3603番1から3603番3まで、3604番1から3604番5まで、3605番1、3605番3から3605番6まで、3605番口、3606番から3609番まで、3610番1から3610番7まで、3611番、3612番1から3612番3まで、3613番1から3613番3まで、3614番から3620番まで、3621番1、3621番2、3622番1、3622番2、3623番1から3623番3まで、3624番1、3624番4、3624番5、3624番口、3625番1、3625番3、3626番1、3626番3、3627番1から3627番20まで、3628番1から3628番21まで、3629番1から3629番3まで、3630番1、3630番2、3631番1から3631番3まで、3632番1から3632番4まで、3633番1から3633番3まで、3634番1、3634番3から3634番6まで、3635番1から3635番4まで、3636番1から3636番9まで、3637番1、3637番2、3638番1から3638番3まで、3639番1、3639番2、3640番3、3644番1、3644番3、3645番から3652番まで、3653番1、3653番2、3654番1から3654番7まで、3655番1から3655番6まで、3656番2から3656番7まで、3657番1から3657番7まで、3658番1から3658番5まで、3659番1から3659番5まで、3660番1から3660番5まで、3661番1から3661番3まで、3662番及び3663番1から3663番5まで、
字上徒のうち3664番1、3664番2、3665番、3666番1、3666番2、3667番、3668番1、3668番3、3668番4、3668番6から3668番16まで、3669番1から3669番6まで、3670番、3671番1から3671番25まで、3672番、3673番、3675番2、3676番1、3676番3、3676番5から3676番10まで、3677番1、3677番2の一部、3677番3、3678番から3680番まで、3681番1、3681番2、3682番、3683番1、3683番2、3684番1、3684番2、3685番から3687番まで、3688番イ、3688番口、3689番、3690番、3691番2、3691番イ、3692番、3693番2、3693番イ、3694番イ、3694番口、3695番、3696

番イ、3696番口、3697番から3700番まで、3701番2、3701番イ、3702番、3703番1、3703番2、3704番から3706番まで、3707番2、3707番イ、3708番1、3708番2、3708番5から3708番12まで、3708番口、3709番1、3709番2、3710番2、3711番3、3712番1の一部、3712番2、3712番3、3715番2から3715番5まで、3715番10から3715番33まで、3716番1、3716番3、3716番4、3717番1、3717番4、3717番5、3718番1、3718番3、3719番1、3719番2、3720番から3724番まで、3725番1から3725番4まで、3726番1及び3726番4から3726番8まで

並びに

字青野尾のうち3727番2、3727番3、3728番2、3728番3、3729番2、3729番3、3730番3、3730番4、3730番6、3733番4、3733番5、3734番2から3734番7まで、3735番2、3735番3及び3736番2から3736番5まで

並びに

鳥屋字仙洞寺山、字石原、字馬石、字山吹、字上ノ原、字前後久保、字渡戸、字林、字山ノ神沢、字上ノ山、字中開戸、字薄沢、字日影開戸、字葛、字奥谷戸、字谷戸、字茨菰山、字宮ノ沢、字松ケ尾、字下原、字宮ノ前、字中原、字道場、字鳥居原、字東山、字杉沢、字寺ノ原、字西門、字大沢入、字打越、字熊久保、字平戸、字竹野々、字栗焼沢、字宝樹沢、字荒井、字上屋敷、字東開戸、字西開戸、字犬ノ向、

字早戸のうち3460番1、3460番2、3460番4から3460番13まで、3460番口、3461番、3462番、3463番1、3463番2、3464番1から3464番4まで、3465番1、3465番3から3465番10まで、3465番口、3466番、3467番、3468番1、3468番2、3472番1から3472番3まで、3473番1、3473番2、3474番1、3474番2、3475番、3476番1から3476番7まで、3477番1、3477番2、3478番1、3478番2、3479番1から3479番3まで、3480番1から3480番3まで、3481番1、3481番2、3482番1から3482番5まで、3483番1、3483番2、3484番1、3484番2、3485番、3486番1から3486番3まで、3487番、3488番1、3488番2、3489番1、3489番2、3490番イ、3490番口、3491番、3492番1、3492番2、3493番1から3493番13まで、3494番から3500番まで、3501番1、3501番2、3502番1、3502番2、3503番イ、3503番口、3504番から3525番まで、3526番1、3526番2、3527番1から3527番3まで、3528番1から3528番5まで、3529番、3530番1、3530番2、3531番、3532番1、3532番2、3533番、3534番1、3534番2、3535番1、3535番2、3536番から3539番まで、3540番1、3540番2、3541番、3542番1、3542番2、3543番から3546番まで、3547番1から3547番5まで、3548番、3549番、3550番1、3550番3、3550番口、3551番から3555番まで、3556番1、3556番2及び3557番から3561番まで

並びに

字奥野のうち3627番1、3627番3から3627番37まで、3627番39、3627番41から3627番67まで、3627番69から3627番86まで、3627番88から3627番91まで、3627番92の一部、3627番93から3627番100まで、3627番102から3627番104まで、3627番106、

新

3627 番 108、3627 番 109、3627 番 111、3627 番 112、3627 番 114 から 3627 番 126 まで、
3627 番 133、3627 番 139 から 3627 番 152 まで、3627 番 154、3627 番 166 の一部、3627
番 170 から 3627 番 176 まで、3627 番 180、3627 番 181、3627 番 205、3627 番 209 の一部、
3627 番 215 及び 3627 番 268 地内

議第 4358 号

平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、相模原都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画、愛川都市計画、津久井都市計画及び相模湖都市計画下水道の変更

都計第 1 2 4 7 号
平成 29 年 1 月 24 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 岸 井 隆 幸 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、相模原都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画、愛川都市計画、津久井都市計画及び相模湖都市計画下水道の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、相模原都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画、愛川都市計画、津久井都市計画及び相模湖都市計画下水道の変更（神奈川県決定）

平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、相模原都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画、愛川都市計画、津久井都市計画及び相模湖都市計画相模川流域下水道を相模原都市計画、相模湖津久井都市計画、平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画及び愛川都市計画相模川流域下水道に名称を改め、次のように変更する。

1. 下水道の名称 相模川流域下水道

2. 排水区域

接続する下水道	備考
相模原都市計画第1号公共下水道	
相模湖津久井都市計画第1号相模湖津久井公共下水道	
平塚都市計画第1号公共下水道	
藤沢都市計画第9号公共下水道	
茅ヶ崎都市計画第1号公共下水道	
茅ヶ崎都市計画第10号寒川公共下水道	
厚木都市計画第1号公共下水道	
伊勢原都市計画伊勢原第2号公共下水道	
海老名都市計画第1号海老名公共下水道	
座間都市計画第1号公共下水道	
綾瀬都市計画第1号公共下水道	
大磯都市計画大磯公共下水道	
愛川都市計画第1号愛川公共下水道	

3. 下水管渠

内訳	位 置		備考
	起 点	終 点	
藤 沢 寒 川 幹 線	高座郡寒川町田端	藤沢市遠藤字諸之木	
相 模 川 左 岸 幹 線	茅ヶ崎市柳島字向河原	相模原市緑区小淵字藤野上	
座 間 海 老 名 幹 線	海老名市河原口五丁目	相模原市南区南台三丁目	
相 模 川 右 岸 幹 線	平塚市四之宮四丁目	愛甲郡愛川町角田字宮ノ下	
伊 勢 原 厚 木 幹 線	厚木市戸田字長淵	伊勢原市下落合字宮ノ前	
平 塚 幹 線	平塚市四之宮四丁目	平塚市中堂 18 番	
綾 瀬 寒 川 幹 線	高座郡寒川町宮山	綾瀬市吉岡字宮ノ際	
茅 ヶ 崎 幹 線	茅ヶ崎市柳島字向河原	茅ヶ崎市菱沼海岸	
戸 沢 幹 線	厚木市戸田字長淵	海老名市門沢橋一丁目	
放 流 幹 線	茅ヶ崎市柳島字浜前	茅ヶ崎市柳島字浜前	
大 磯 平 塚 幹 線	平塚市四之宮四丁目	中郡大磯町高麗二丁目	
寒 川 平 塚 幹 線	平塚市四之宮四丁目	高座郡寒川町田端	

「区域は、計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内訳	位 置	備 考
門 沢 橋 ポ ン プ 場	海老名市門沢橋一丁目	約 900 m ²
戸 田 ポ ン プ 場	厚木市戸田字長淵	約 1,090 m ²
東 豊 田 ポ ン プ 場	平塚市東豊田字川合	約 3,020 m ²
吉 野 ポ ン プ 場	相模原市緑区吉野字新町	約 1,100 m ²
与 瀬 ポ ン プ 場	相模原市緑区与瀬字月夜野	約 500 m ²
千 木 良 ポ ン プ 場	相模原市緑区千木良字柳馬場	約 470 m ²
寸 沢 嵐 ポ ン プ 場	相模原市緑区寸沢嵐字南沼本	約 860 m ²
太 井 ポ ン プ 場	相模原市緑区太井字壬	約 4,550 m ²
相 模 川 左 岸 処 理 場	茅ヶ崎市柳島字向河原及び浜前	約 195,600 m ²
相 模 川 右 岸 処 理 場	平塚市四之宮四丁目、四之宮字神明前、字川久保及び中河原	約 269,000 m ²

「区域は、計画図表示のとおり」

理 由 書

相模川流域下水道は、昭和 44 年に当初都市計画決定し、その後 11 回の都市計画変更を行い、現在相模川流域内の 9 市 3 町で事業を進めています。

今回、相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域を一つの都市計画区域として相模湖津久井都市計画区域に変更することに伴い、相模川流域下水道の都市計画の名称を変更するものです。

併せて、相模湖都市計画第 1 号相模湖公共下水道、相模湖都市計画第 1 0 号藤野公共下水道及び津久井都市計画第 1 号津久井公共下水道を相模湖津久井都市計画第 1 号相模湖津久井公共下水道に、相模原都市計画第 1 号公共下水道及び相模原都市計画第 2 1 号城山公共下水道を相模原都市計画第 1 号公共下水道に変更することに伴い、相模川流域下水道の排水区域における接続する下水道の名称を変更するものです。

また、相模原市に関する市町村合併及び海老名市の一部で住居表示を実施したことなどにより、「3. 下水管渠」及び「4. その他の施設」の位置について、記載事項の変更を行うものです。

新 旧 対 照 表
新

1. 下水道の名称 相模川流域下水道
2. 排水区域

接続する下水道	備 考
相模原都市計画第1号公共下水道	
相模湖津久井都市計画第1号相模湖津久井公共下水道	
平塚都市計画第1号公共下水道	
藤沢都市計画第9号公共下水道	
茅ヶ崎都市計画第1号公共下水道	
茅ヶ崎都市計画第10号寒川公共下水道	
厚木都市計画第1号公共下水道	
伊勢原都市計画伊勢原第2号公共下水道	
海老名都市計画第1号海老名公共下水道	
座間都市計画第1号公共下水道	
綾瀬都市計画第1号公共下水道	
大磯都市計画大磯公共下水道	
愛川都市計画第1号愛川公共下水道	

旧

1. 下水道の名称 相模川流域下水道
2. 排水区域

接続する下水道	備 考
平塚都市計画第1号公共下水道 藤沢都市計画第9号公共下水道 茅ヶ崎都市計画第1号公共下水道 茅ヶ崎都市計画第10号寒川公共下水道 <u>相模原都市計画第1号公共下水道</u> <u>相模原都市計画第21号城山公共下水道</u> 厚木都市計画第1号公共下水道 伊勢原都市計画伊勢原第2号公共下水道 海老名都市計画第1号海老名公共下水道 座間都市計画第1号公共下水道 綾瀬都市計画第1号公共下水道 大磯都市計画大磯公共下水道 愛川都市計画第1号愛川公共下水道 <u>津久井都市計画第1号津久井公共下水道</u> <u>相模湖都市計画第1号相模湖公共下水道</u> <u>相模湖都市計画第10号藤野公共下水道</u>	

新 旧 対 照 表
新

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
藤 沢 寒 川 幹 線	高座郡寒川町田端	藤沢市遠藤字諸之木	
相 模 川 左 岸 幹 線	茅ヶ崎市柳島字向河原	相模原市緑区小淵字藤野上	
座 間 海 老 名 幹 線	海老名市河原口五丁目	相模原市南区南台三丁目	
相 模 川 右 岸 幹 線	平塚市四之宮四丁目	愛甲郡愛川町角田字宮ノ下	
伊 勢 原 厚 木 幹 線	厚木市戸田字長淵	伊勢原市下落合字宮ノ前	
平 塚 幹 線	平塚市四之宮四丁目	平塚市中堂 18 番	
綾 瀬 寒 川 幹 線	高座郡寒川町宮山	綾瀬市吉岡字宮ノ際	
茅 ヶ 崎 幹 線	茅ヶ崎市柳島字向河原	茅ヶ崎市菱沼海岸	
戸 沢 幹 線	厚木市戸田字長淵	海老名市門沢橋一丁目	
放 流 幹 線	茅ヶ崎市柳島字浜前	茅ヶ崎市柳島字浜前	
大 磯 平 塚 幹 線	平塚市四之宮四丁目	中郡大磯町高麗二丁目	
寒 川 平 塚 幹 線	平塚市四之宮四丁目	高座郡寒川町田端	

「区域は、計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
門 沢 橋 ポ ン プ 場	海老名市門沢橋一丁目	約 900 m ²
戸 田 ポ ン プ 場	厚木市戸田字長淵	約 1,090 m ²
東 豊 田 ポ ン プ 場	平塚市東豊田字川合	約 3,020 m ²
吉 野 ポ ン プ 場	相模原市緑区吉野字新町	約 1,100 m ²
与 瀬 ポ ン プ 場	相模原市緑区与瀬字月夜野	約 500 m ²
千 木 良 ポ ン プ 場	相模原市緑区千木良字柳馬場	約 470 m ²
寸 沢 嵐 ポ ン プ 場	相模原市緑区寸沢嵐字南沼本	約 860 m ²
太 井 ポ ン プ 場	相模原市緑区太井字壬	約 4,550 m ²
相 模 川 左 岸 処 理 場	茅ヶ崎市柳島字向河原及び浜前	約 195,600 m ²
相 模 川 右 岸 処 理 場	平塚市四之宮四丁目、四之宮字神明前、字川久保及び中河原	約 269,000 m ²

「区域は、計画図表示のとおり」

3. 下水管渠

内訳	位 置		備考
	起 点	終 点	
藤 沢 寒 川 幹 線	高座郡寒川町田端	藤沢市遠藤字諸之木	
相 模 川 左 岸 幹 線	茅ヶ崎市柳島字向河原	相模原市藤野町小淵字藤野上	
座 間 海 老 名 幹 線	海老名市河原口字二大縄	相模原市南台三丁目	
相 模 川 右 岸 幹 線	平塚市四之宮四丁目	愛甲郡愛川町角田字宮之下	
伊 勢 原 厚 木 幹 線	厚木市戸田字長淵	伊勢原市下落合字宮ノ前	
平 塚 幹 線	平塚市四之宮四丁目	平塚市中堂 18 番	
綾 瀬 寒 川 幹 線	高座郡寒川町宮山	綾瀬市吉岡字宮之下	
茅 ヶ 崎 幹 線	茅ヶ崎市柳島字向河原	茅ヶ崎市菱沼海岸	
戸 沢 幹 線	厚木市戸田字長淵	海老名市門沢橋一丁目	
放 流 幹 線	茅ヶ崎市柳島字浜前	茅ヶ崎市柳島字浜前	
大 磯 平 塚 幹 線	平塚市四之宮四丁目	中郡大磯町高麗二丁目	
寒 川 平 塚 幹 線	平塚市四之宮四丁目	高座郡寒川町田端	

「区域は、計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内訳	位 置	備 考
門 沢 橋 ポ ン プ 場	海老名市門沢橋一丁目	約 900 m ²
戸 田 ポ ン プ 場	厚木市戸田字長淵	約 1,090 m ²
東 豊 田 ポ ン プ 場	平塚市東豊田字川合	約 3,020 m ²
吉 野 ポ ン プ 場	相模原市藤野町吉野字新町	約 1,100 m ²
与 瀬 ポ ン プ 場	相模原市相模湖町与瀬字月夜野	約 500 m ²
千 木 良 ポ ン プ 場	相模原市相模湖町千木良字柳馬場	約 470 m ²
寸 沢 嵐 ポ ン プ 場	相模原市相模湖町寸沢嵐字南沼本	約 860 m ²
太 井 ポ ン プ 場	相模原市津久井町太井字壬	約 4,550 m ²
相 模 川 左 岸 処 理 場	茅ヶ崎市柳島字向河原及び浜前	約 195,600 m ²
相 模 川 右 岸 処 理 場	平塚市四之宮四丁目、四之宮字神明前、字川久保及び中河原	約 269,000 m ²

「区域は、計画図表示のとおり」

議第 4359 号

建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定

28 平建指第 4 1 0 号
平成 29 年(2017 年) 1 月 24 日

神奈川県都市計画審議会
会 長 岸 井 隆 幸 殿

平塚市長 落 合 克 宏

建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定に
ついて

このことについて、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、次のように審議会に
付議する。

産業廃棄物処理施設の位置の指定

建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき産業廃棄物処理施設の位置を次のように指定する。

名 称	産業廃棄物処理施設	
位 置	平塚市中堂 8 番及び 13 番	
敷地面積	2, 536.86 m ²	
地域地区等	工業専用地域（容積率 200%、建ぺい率 60%）	
施設 の 概 要	構 造	鉄骨造 2 階建て（事務所棟） 鉄骨造平屋建て（工場棟） 鉄骨造平屋建て（一般廃保管棟） 鉄骨造平屋建て（コンテナボックス置場棟）
	主 要 用 途	産業廃棄物中間処理施設
	建 築 面 積	1, 319.11 m ²
	延 べ 面 積	1, 365.57 m ²
	処 理 内 容	廃プラスチック類の破砕
	処 理 能 力	破砕機 1 台 13.49 t/日（8 時間稼動）
	対 象 地 区	主に湘南地区の事業者より排出される廃棄物を受け入れる。
	最終処理方法	本施設で破砕された廃プラスチック類は、別業者で資源化され、固形化燃料となる。
	計 画 車 両	10 t 車 10 台/日（搬出）
	申 請 者	住所 神奈川県平塚市中堂 15 番 12 号 氏名 有限会社 青木商店 代表取締役 青木 幸男

理 由： 本計画は、平塚市内の工業専用地域において、平成 24 年度に建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設について、これまで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び建築基準法による規定の範囲内で産業廃棄物の処理を併せて行っていたが、今回、廃棄物の破砕機の処理能力を上げることに伴い、産業廃棄物処理施設としての許可が新たに必要となったものである。

本計画の施設は、事業者より受け入れた廃プラスチック類を、固形化燃料として再利用するための中間処理（破砕）を行う施設で、廃棄物の再資源化に寄与するものであり、社会的役割等から判断し広義的には公益性も認められるものである。

本施設は、民間事業者が運営するものであり、都市施設として恒久性の担保が困難であるため、建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき、神奈川県都市計画審議会の議を経ようとするものである。

議第 4360 号

建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定

建指第 111 号

平成 29 年 1 月 24 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 岸 井 隆 幸 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定に
ついて

このことについて、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、次のように審議会に
付議する。

産業廃棄物処理施設の位置の指定

建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき産業廃棄物処理施設の位置を次のように指定する。

名 称	産業廃棄物処理施設	
位 置	高座郡寒川町倉見 1 6 2 0 の 1 ほか	
敷 地 面 積	8 5, 2 2 7. 8 5 m ²	
地 域 地 区 等	工業地域（容積率 2 0 0 %、建ぺい率 6 0 %）	
施設 の 概 要	構 造	鉄骨造 2 階建て（排水処理機械室） 鉄骨造平屋建て（脱水汚泥上屋） ※申請部分のみ
	主 要 用 途	工場・産業廃棄物処理施設
	建 築 面 積	4 8, 3 0 9. 1 6 m ² （全体） 2 5 3. 5 3 m ² （申請部分）
	延 べ 面 積	5 9, 9 5 0. 8 6 m ² （全体） 3 9 8. 8 3 m ² （申請部分）
	処 理 内 容	汚泥の脱水
	処 理 能 力	汚泥の脱水施設 2 4 0 m ³ /日（2 4 時間稼働）
	対 象 地 区	自社工場の廃棄物を処理するため、対象地区はありません。
	最 終 処 理 方 法	脱水された汚泥は、サーマルリサイクルや肥料・堆肥の原料として再利用される。
	計 画 車 両	1 0 t 車 2 8 台/日（搬出入計）
	申 請 者	住所 神奈川県高座郡寒川町倉見 1 6 2 0 氏名 キリンビバレッジ株式会社 湘南工場 工場長 中川 学

理 由： 本計画は、寒川町内の工業地域において、飲料水製造工場内の既存排水処理施設で、新たに自社の他工場から廃棄する飲料水を受入れて処理するため、産業廃棄物処理施設として建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可を得ようとするものである。

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物については、都市計画において敷地の位置を決定しているものでなければならないが、本施設は、民間事業者が運営するものであり、都市施設として恒久性の担保が困難であることから、建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき、神奈川県都市計画審議会の議を経ようとするものである。